

整備基準（規則別表第2）第3
道 路

第3 道路

1 歩道及び自転車歩行車道

- (1) 幅は、車いす使用者等が円滑に通行できるものとする。
- (2) 縦断こう配、横断こう配、すりつけこう配は、利用者が円滑に通行できるこう配とする。
- (3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚障がい者用信号付加装置の設けられている横断歩道に接する部分には、点状ブロック等を敷設することとし、その他必要に応じ、点状ブロック等及び線状ブロック等を敷設すること。

解 説

本規定は、公道（道路法に規定する道路）のうち一般国道、県道及び市町村道について適用されます。

高速自動車国道には歩道がないので適用を除外していますが、パーキングエリアの売店、食堂、便所等については建築物のため、第1の規定を受け、駐車場は、一定規模以上の場合第5の規定を受けることとなります。

歩道の整備に当たっては、車いす使用者及び視覚障がい者等に配慮し、幅員を十分確保し、こう配を円滑に通行できるこう配とするとともに、点状ブロック及び線状ブロックを敷設することを定めています。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

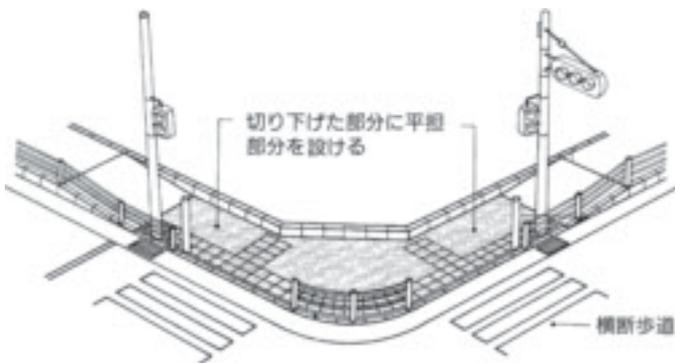


図31 交差点

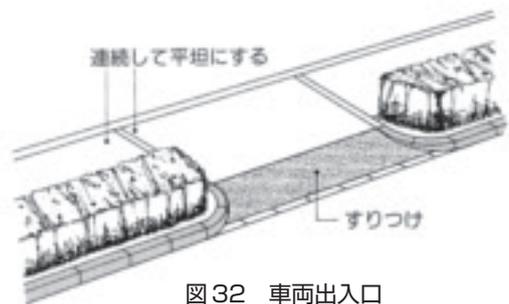


図32 車両出入口

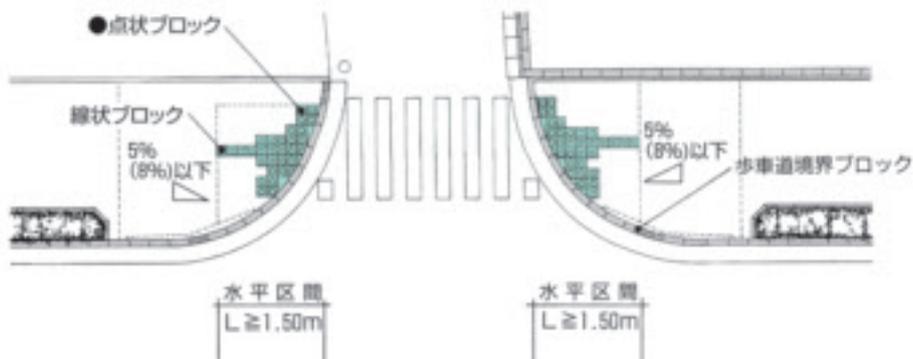


図33 横断歩道